

制定	第1回総会	2012年9月29日
改定	第4回総会	2016年4月23日
改定	第5回総会	2017年5月14日
改定	第7回総会	2019年5月19日
改定	第11回総会	2023年5月27日
改定	第13回総会	2025年5月24日

「高蔵寺ニュータウン・ハナモモ桃源郷の会」会則

第1条（名称）

この会は、「高蔵寺ニュータウン・ハナモモ桃源郷の会」（愛称：「ハナモモの会」）という。

第2条（事務局）

事務局は、愛知県春日井市石尾台3-11-5に置く。

第3条（目的）

1. 春日井市高森台5丁目に位置する高森台県有地（79,200㎡）の活用を提案する過程で「ハナモモ桃源郷プロジェクト」が策定された。今後は活動範囲を県有地から周辺にも広げ、地域の「コミュニティガーデン」としての「ハナモモ桃源郷」の実現を目指す。
2. 緑化および保全活動を広く市民に呼びかけ、花と緑を育む充足感を共有する事によって、ゆるやかな地域コミュニティの形成を目指す。

第4条（活動）

1. 主な活動はハナモモの植栽、維持管理であるが、立地条件等によりハナモモにこだわらず、いろいろな草木を植栽する。
2. 1のほか第3条の目的実現のための環境緑化整備、イベントの企画、学習活動、情報宣伝活動等を行う。
3. 活動の中心的役割を担うメンバーとして、桃源郷プロジェクトチームを構成する。
チームリーダーは構成員の互選により選出する。
4. 事業推進に当たっては、希望者を含めた部外者をも交えたサポーターグループを作ることができる。
5. 広範囲な活動ができるよう、行政、地域の町内会、学校、大学、企業などとのネットワークの充実を図る。

第5条（会員）

1. 会員は、本会の目的に賛同して入会した正会員（個人・団体）、賛助会員（個人・団体）の2種とする。
2. 入会を希望する者は、所定の入会手続きをする。
3. 会員は、会則で定めた会費を納入しなければならない。
4. 退会する者は、所定の退会手続きをする。ただし、会費を2年間滞納した者は、退会したものとみなされる。

第6条（役員）

1. 役員は、次のとおりとする。
 - (1) 代表 : 1人
 - (2) 副代表 : 運営委員の中から1人選任することが出来る。
 - ~~(2)~~ (3) 運営委員 : 若干名
 - ~~(3)~~ (4) 監事 : 1人～2人
2. 役員は、総会において選任する。
3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条の2（職務）

1. 代表は、この会を代表し会の運営を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 運営委員は、この会の目的達成に必要な運営を行う。
4. 監事は、この会の会計における適正の有無を監査する。

第7条（会議）

会議は次のとおりとする。

1. 総会

- (1) 総会は通常総会と臨時総会の2種とし、正会員（個人・団体）でもって構成する。なお、個人・団体ともに議決権は1とする。
- (2) 通常総会は年1回開催し、会則の制定改廃、活動計画、予算、役員を選出、その他この会の運営に関する重要事項の議決、および活動状況の報告、決算の認定等について審議する。
- (3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、正会員の2分の1以上の要請があった場合に開催し、緊急を要する重要事項について審議する。
- (4) 総会の議長は、その都度、出席正会員から選出する。
- (5) 総会は、正会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
- (6) 出席した正会員の過半数でもって可決するものとし、可否同数の場合は、議長

の決するところによる。なお、賛助会員は通常総会及び臨時総会の議決権は無しとする。

2. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、代表および運営委員によって構成され、この会の目的達成に必要な運営および業務について協議し、執行する。
- (2) 運営委員会は、必要に応じて随時開催される。
- (3) 運営委員会のリーダーは、構成員の互選による。

3. 桃源郷プロジェクトチーム会議

- (1) 桃源郷プロジェクトチーム会議は代表、桃源郷プロジェクトチームによって構成され、桃源郷プロジェクトを達成するために必要な運営及び業務について協議する。
- (2) 桃源郷プロジェクトチーム会議は、必要に応じ、随時開催する。

第8条（会計）

1. 経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は、4月から翌年3月とする。

第9条（会費）

1. 会費は、次のとおりとする。

正会員（個人）	年間	1,000円
正会員（団体）	年間	5,000円
賛助会員（個人）	一口年間	1,000円（何口でも可）
賛助会員（団体）	一口年間	5,000円（何口でも可）

2. 会員が納入した会費は、特別の事情がないかぎり返還しない。
3. 会費は、その年度内に納入する。

第10条（その他）

前条までに掲げる事項のほか、この会の運営に関し、必要なことは別に定める。

附則 この会則は、2012年（平成24年）9月29日より施行する。

附則 この会則は、2016年（平成28年）4月23日より施行する。

附則 この会則は、2017年（平成29年）5月14日より施行する。

附則 この会則は、2019年（令和元年）5月19日より施行する。

附則 この会則は、2023年（令和5年）5月27日より施行する。

附則 この会則は、2025年（令和7年）5月24日より施行する。